

○厚生労働省告示第百九十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月十四日

厚生労働大臣 上野賢一郎

使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

改正後			改正前	
別表 第1部～第5部 (略) 第1部～第5部 (略)			別表 第1部～第5部 (略) 第1部～第5部 (略) (新設)	
第6部 追 補 (2)				
品 名		規 格 単 位	薬 価 円	
<u>(あ)</u>				
アクリアタ錠10mg		<u>10mg 1錠</u>	<u>339.90</u>	
アクリアタ錠30mg		<u>30mg 1錠</u>	<u>831.30</u>	
アクリアタ錠60mg		<u>60mg 1錠</u>	<u>1,461.60</u>	
イドビゾン配合錠		<u>1錠</u>	<u>6,610.50</u>	
<u>(た)</u>				
ツカイサ錠50mg		<u>50mg 1錠</u>	<u>2,818.40</u>	
ツカイサ錠150mg		<u>150mg 1錠</u>	<u>7,317.00</u>	
<u>(5)</u>				
ラザイクテイル内用液1.1g／mL		<u>27.5g 25mL 1瓶</u>	<u>41,455.40</u>	
注 射		規 格 単 位	薬 価 円	
品 名				
<u>(あ)</u>				
アルギニン点滴静注30g「YD」		<u>10%300mL 1袋</u>	<u>1,862</u>	
エキシデンサー皮下注100mgシリンジ		<u>100mg 1mL 1筒</u>	<u>1,143.284</u>	
エキシデンサー皮下注100mgペン		<u>100mg 1mL 1キット</u>	<u>1,143.284</u>	
<u>(さ)</u>				
サフネロー皮下注120mgオートインジェクター		<u>120mg0.8mL 1キット</u>	<u>24,932</u>	
生理食塩液「YD」		<u>500mL 1袋</u>	<u>236</u>	
<u>(た)</u>				
ナフアモスタットメシル酸塩注射用10mg「YD」		<u>10mg 1瓶</u>	<u>299</u>	
ナフアモスタットメシル酸塩注射用50mg「YD」		<u>50mg 1瓶</u>	<u>650</u>	
ナフアモスタットメシル酸塩注射用100mg「YD」		<u>100mg 1瓶</u>	<u>841</u>	
ナフアモスタットメシル酸塩注射用150mg「YD」		<u>150mg 1瓶</u>	<u>1,862</u>	
<u>(は)</u>				
ゾドゥ糖注射液「YD」5%		<u>5%500mL 1袋</u>	<u>332</u>	
ヘビリンカルシウム注1万単位／10mL「YD」		<u>10,000単位10mL 1瓶</u>	<u>495</u>	
ヘビリンカルシウム注5万単位／50mL「YD」		<u>50,000単位50mL 1瓶</u>	<u>2,229</u>	

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬(略) アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤 アニフロルマブ製剤	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬(略) アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤 (新設)

（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件の一部改正）

第三条 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和八年厚生労働省告示第七十一号）の一部を次の

表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) パロペグテリパラチド製剤 アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤 アニフロルマブ製剤 別表第十二 削除	別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) パロペグテリパラチド製剤 (新設) (新設) 別表第十二 介護老人保健施設入所者について算定できない検査 リハビリテーション、処置、手術及び麻酔 一 算定できない検査 (1) 検体検査(医科点数表区分番号D007の36に掲げる血液ガス分析及び当該検査に係る医科点数表区分番号D026の4に掲げる生化学的検査(I)判断料並びに医科点数表区分番号D419の3に掲げる動脈血採取であつて、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。) (2) 呼吸循環機能検査等のうち医科点数表区分番号D208に掲げる心電図検査及び医科点数表区分番号D209に掲げる負荷心電図検査(心電図検査の注に掲げるもの又は負荷心電図検査の注1に掲げるものであつて、保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行う診療に係るものを除く。) (3) 負荷試験等のうち肝及び腎のクリアランステスト、内分泌負荷試験及び糖負荷試験

(4) (1)から(3)までに掲げる検査に最も近似するものとして
医科点数表により点数の算定される特殊な検査

二 算定できないリハビリテーション

(1) 脳血管疾患等リハビリテーション

(2) 廃用症候群リハビリテーション

(3) 運動器リハビリテーション

(4) 摂食機能療法

(5) 視能訓練

(6) (1)から(5)までに掲げるリハビリテーションに最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊なリハビリテーション

三 算定できない処置

(1) 一般処置のうち次に掲げるもの

イ 創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るものを除く。）を除く。）

ロ 手術後の創傷処置

ハ ドレーン法（ドレナージ）

ニ 腰椎穿刺

ホ 胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

ヘ 腹腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

ト 喀痰吸引

チ 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸

リ 摘便

ヌ 酸素吸入

ル 酸素テント

-
- 間歇的陽圧吸入法
- ワ 肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）
- カ 非還納性ヘルニア徒手整復法（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）
- ヨ 痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）
- (2) 救急処置のうち次に掲げるもの
- イ 救命のための気管挿管
- ロ 人工呼吸
- ハ 非開胸的心マッサージ
- ニ 気管内洗浄
- ホ 胃洗浄
- (3) 泌尿器科処置のうち次に掲げるもの
- イ 膀胱洗浄（薬液注入を含む。）
- ロ 留置カテーテル設置
- ハ 嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）
- (4) 整形外科的処置（鋼線等による直達牽引を除く。）
- (5) 栄養処置のうち次に掲げるもの
- イ 鼻腔栄養
- ロ 滋養浣腸
- (6) (1)から(5)までに掲げる処置に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な処置
- 四 算定できない手術
- (1) 創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するもの及び保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）
- (2) 皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）
- (3) デブリードマン（百平方センチメートル未満のものに限る。）
-

る。

(4) 爪^{そう}甲除去術

(5) ひょう疽手術

(6) 外耳道異物除去術（複雑なものを除く。）

(7) 咽頭異物摘出術（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものであつて、複雑なものを除く。）

(8) 顎関節脱臼非観血的整復術（保険医療機関の保険医が療養病床から転換した介護老人保健施設に赴いて行うものを除く。）

(9) 血管露出術

(1) から (9) までに掲げる手術に最も近似するものとして

医科点数表により点数の算定される特殊な手術

五| 算定できない麻酔

(1) 静脈麻酔

(2) 神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注入

(3) (1)及び(2)に掲げる麻酔に最も近似するものとして医科点数表により点数の算定される特殊な麻酔

附 則

この告示は、令和八年四月十五日から適用する。